

失吹町屋内外運動場
利用案内

■申し込みから使用までの流れ

目次

申し込みから使用までの流れ・・・・・・・	1
申請手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
使用規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
使用にあたり	Ę
施設使用料	3

お申し込みの前に 利用される方へのお願い

矢吹町屋内外運動場は、幼児や保護者が放射能の影響を気にせず安心して遊べる遊び場を提供するため整備されました。本施設の活用により、子どもたちの運動量の確保と健全な発育発達を一層図られますよう多くの皆さまにご利用いただきたいと願っております。

なお、ご利用にあたっては、申請していただき許可を受けていただく必要があります。「利用案内」をよくお読みのうえお申し込みください。

開館時間 屋内運動場 午前 10 時~午後 5 時

フットサルコート 午前 10 時~午後 9 時(一般開放は午後 5 時から午後 9 時まで)

休 館 日 毎週月曜日、12月29日~1月3日。当該月曜日が祝日となる場合、その翌日が休館日となります。

また、保守点検等により、臨時に休館日を設ける場合があります。

問合せ先 矢吹町屋内外運動場

〒969-0272 福島県西白河郡矢吹町小松 14 TEL.0248-21-8722 FAX.0248-21-8733

申し込みから使用当日までの流れ

個人利用(屋内運動場のみ)

事前登録

お申し込み

(初回のみ)

受付で来園者のお住まいと人数を お伝えください

利用者カードを交付(次回から提 示ください)

使用当日

(2回目から)

受付で利用者カードを提示ください (お住まいと人数をお伝えください)

入館(入れ替え制)

10:00~11:30 13:00~14:30 15:00~16:30

使用

団体利用

なし

屋内運動場 利用時間 10:00~11:30(開館日の平日のみ)

フットサルコート 貸出時間 17:00~21:00

事前登録

受付で登録団体申請書を記入

内容の確認、審査

登録団体通知書をお渡し(郵送)

お申し込み

受付で使用許可申請書を記入(6) ヶ月前から受付、使用する日の5 日前までに提出)

内容の確認、審査

使用許可書及び納付書をお渡し (郵送)

Û

使用料のお支払い

入館

使用許可書及び領収書の提示

使用当日

使用

使用後の点検、片付け

申請手続き(団体利用)

■受付時間

午前 10 時から午後 5 時まで。

※休館日は受付しておりませんのでご注意ください。

■申請方法

事前登録

※団体利用される場合、あらかじめ使用団体の登録が必要となります。

利用者(団体の場合、責任者・担当者等)が直接、矢吹町役場子育て支援課で申請手続きを行ってください。 ※申請の際には、代表者の印鑑(シャチハタ不可)及び団体の構成人員のわかる名簿。(団体の概要がわかるもの、氏名・住所・生年月日・性別・緊急連絡先がわかるもの)を添付していただきます。

なお、下記による申請は受付できませんのでご注意願います。

- ①電話による申請
- ②第三者による代理申請

※フットサルコートは有料となります。使用料金は8ページを参照してください。

使用申請

使用者(団体の場合、責任者・担当者等)が直接、矢吹町役場子育て支援課で申請手続きを行ってください。 なお、下記による申請は受付できませんのでご注意願います。

- ①電話による申請。(ただし、空状況の問い合わせは可)
- ②仮予約申請
- ③第三者による代理申請

■受付期間

使用する月の6ヶ月前の月の初日から使用する日の5日前まで。

- ※矢吹町・委託事業者の主催事業等で使用を予定している場合があります。
- ※利用の優先順位は、①個人利用→②町内の幼稚園·保育園·小学校→③町外の幼稚園·保育園·小学校となるため、日程によっては利用をご遠慮いただく場合があります。

使用規定

■使用対象者

屋内遊び場 0歳から小学3年生までの児童(保護者同伴です。)

フットサルコート 団体利用となります。(年齢制限はありません)

■使用時間 屋内運動場(完全入替制)

第1回午前10時00分~午前11時30分第2回午後1時00分~午後2時30分

第 3 回 午後 3 時 00 分 ~ 午後 4 時 30 分

フットサルコート

午後 5 時 00 分 ~ 午後 9 時 00 分

■受付順位 申請受付は、先着順

申請受付は、先着順となります。受付開始時の午前 10 時に複数の申請希望者があった場合、受付順は抽選とさせていただきます。

■使用許可 使用許可申請書の内容確認後、許可書と納付書を郵送いたします。

使用許可できない場合

- (1)運動場における秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2)施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3)上記に掲げるもののほか運動場の管理上適当でないと認めるとき。

使用許可を取り消す場合

- (1)使用許可できない場合の(1)から(3)のいずれかに該当する理由が生じたとき。
- (2)この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3)使用の目的又は使用条件に違反したとき。
- (4)申請内容に偽りその他の不正な手段により許可を受けたとき。

■使用料金 郵送された納付書は金融機関(東邦銀行·福島銀行·白河信用金庫·JA)でお支払いをお願いします。

■使用権の譲渡と転貸 使用権を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

■使用時に 屋内運動場を個人で利用

はじめてご使用する方に限り、受付で来園者名簿を記入します。2回目以降は利用者カードを交付しますので、屋内運動場受付で提示し係員の指示に従ってください。

屋内外運動場を団体で利用(幼稚園・保育園・認定こども園・小学校)

使用当日、許可書を屋内運動場受付にご提示ください。ご確認後、施設へ入場しお使いいただけます。

- ※屋内運動場の団体利用は、幼稚園、保育園、認定こども園、小学校が対象となります。一般の団体については、個人利用としてご利用下さい。(ご不明の場合は、矢吹町役場子育て支援課までお問合せ下さい。)
- ※団体利用での児童の入場者数は30名程度が上限となります。
- ※団体利用される場合、引率者の同行が必要です。
 - ·3歳児…10 人程度に対して引率者2名
 - ・4歳児以上…10 人程度に対して引率者1名
- ※3歳児未満の児童が利用する場合、事前にご相談ください。

※注意事項

- ・場内では食べ物を食べることはできません。水分補給は所定の場所のみのご利用となります。飲料水は各団体様でご 持参いただきますようお願い致します。
- ・場内は滑りやすくなっておりますので、お子さまのみ靴下を脱いで、裸足でお遊びください。
- ・ベビーコーナーを使用することはできませんので、お子さまが立ち入ることのないようご指導いただきますようお願い致します。
- ・スタッフは遊び方や施設の案内人であり、お子さまの安全管理は引率者の責任です。事故や怪我の可能性もございますので、お子さまから目を離さないようお過ごしください。なお、引率者は各団体様の責任の元、適任者を選出していただきますようお願い致します。
- ・髪留め(ピン留めなど)やネームは来場前にお外しください。帽子は脱いで遊んでください。
- ・一般利用の方も一緒に遊んでいらっしゃいます。その旨をご理解いただき、お子さまにもご指導いただきますようお願い 致します。

フットサルコートを団体で利用

使用当日、許可書及び領収書を屋内運動場受付にご提示ください。ご確認後、施設を開錠しお使いいただけます。

使用について

- 1 共通事項
 - (1)施設、設備、備品等を滅失し、又は汚損しないこと。
 - (2)火気、盗難に注意し、使用後は速やかに設備、備品及び用具を原状に復すること。
 - (3)酒気を帯びての利用など、危険な行為や他の使用者の迷惑となる行為をしないこと。
 - (4)敷地内及び屋内外運動場では喫煙をしないこと。また、火気を使用しないこと。
 - (5)屋内外運動場では食べ物を食べないこと。また、水分補給(水・日本茶・中国茶・スポーツドリンクに限る。)は所定の場所のみとすること。
 - (6)騒音又は大声を発する等の他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (7)他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。
 - (8)動物を持ち込まないこと。
 - (9)発疹・発熱・下痢・咳・風邪などの症状がある場合、または伝染症疾患の疑いがある場合は、入場できません。
 - (10)所定の場所以外の場所に立ち入らないこと。
 - (11)許可を受けないで屋内外運動場内において物品の販売、営利を目的とする勧誘、金品の募集その他これに類する行為をしないこと。
 - (12)風紀及び秩序を乱さないこと。(入れ墨、入墨、文身、 剳青、 黥、 刺青、彫り物、アートメイク・タトゥー等(※洋彫り・和彫り問わず不可、シールなど類似な物も不可)の入っている方は、見えないようにしてください。)
 - (13)許可なくして広告物を掲示し、又は散布しないこと。
 - (14)その他、管理上支障を及ぼす行為をしないこと。
- 2 屋内運動場

保護者(扶養者または20歳以上の方) は、必ず子どもと一緒に入場(保護者1名につき子どもは3名まで) すること。子どもを残しての退場をしないこと。

スタッフは遊び方や施設の案内人であり、お子様の安全管理は保護者の方の責任となりますので、お子様のお側を離れませんようにお願いいたします。髪留め(ピン留めなど)は来場前にお外しください。帽子は脱いで遊んでください。

- 3 フットサルコート
 - (1)準備、後片付け等は、承認された時間内で行うこと。
 - (2)使用者は、競技に適したシューズを着用すること。
 - (3)壁やフェンス等に向かってボールを蹴らないこと。また、ゴールを使用する場合は、係員の指示に従うこと。

使用時間

許可書に記載された時間には、準備・後片付けの時間が含まれていますのでご注意ください。使用時間を超過してのご利用はできません。

非常時の対応

火災、地震など非常時の際、来場者・関係者などに避難の必要が生じた場合、係員の指示誘導に従ってください。 また、あらかじめ、避難経路・方法についてご確認ください。

交通アクセス

車で

東北自動車道·矢吹ICから約 10 分

公共交通機関で

JR矢吹駅·徒歩1分

駐車場

屋内外運動場をご利用になる方は駅前東口第1駐車場をご利用ください。施設内への駐車はお断りしております。 ただし、身体障がい者、妊産婦の方は施設内の駐車場をご利用いただけますので、確認のできる書類を屋内運動場 受付で提示してください。

- ※駐車場内での事故・盗難についての責は負いかねますのであらかじめご了承ください。
- ※指定する駐車場以外には駐車しないでください。また、路上で子どもや荷物を降ろさないでください。

■使用後に 現状回復

施設の使用後は、使用した備品等をもとの状態に戻して、係員の確認を受けてください。

損害賠償

施設その他を破損、紛失した場合、現状を回復する費用をご負担いただきます。あらかじめご了承願います。回復するまでの代替品等の充当に関する費用も同様となります。

施設使用料

1 屋内運動場 無料

2 フットサルコート

(1)基本使用料

使用者の区分	使用の単位	使用料
町内の団体	1時間当り	4,320円
上記以外の団体	1時間当り	5,400円

(2)照明使用料

使用者の区分	使用の単位	利用料
町内の団体	1時間当り	800円
上記以外の団体	1時間当り	1,000円

■使用料の免除

- (1)町(町の機関を含む。) が直接使用する場合 免除
- (2)町が後援し、又は協賛して行う行事に使用する場合 全額又は減額
- (3)矢吹町内の幼児、小学生、中学生及び高校生で組織された団体が使用する場合 全額又は減額
- (4)矢吹町に住所を有する公共的団体が、町民のための公益的事業に関し使用する場合(照明使用料を除く。) 免除